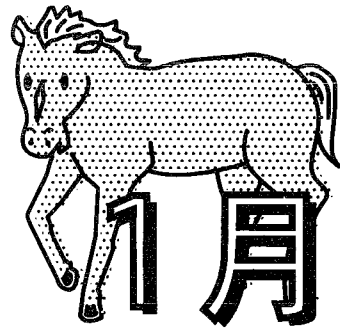


# 今月のお知らせ



- 1日 元旦  
平成13年分消費税・地方消費税  
(個人事業者)の確定申告と納税  
(~4月1日・国税庁)  
「はたちの献血」キャンペーン  
(~2月28日・厚生労働省)
- 2日 新年一般参賀(宮内庁)
- 4日 全国星空継続観察(スターウォッチング・ネットワーク=冬季)  
(~17日・環境省)
- 10日 110番の日(警察庁)
- 14日 成人の日
- 15日 防災とボランティア週間  
(~21日・内閣府、国土交通省、消防庁)
- 17日 防災とボランティアの日  
(内閣府、国土交通省、消防庁)
- 24日 全国学校給食週間  
(~30日・文部科学省)
- 26日 文化財防火デー(消防庁、文化庁)  
第57回国民体育大会冬季大会  
(スケート・アイスホッケー競技会)  
(~30日・文部科学省)

## 高齢者一般調査の実施について(お願い)

町では、平成15年からの介護保険事業計画・老人保健福祉計画作成に向けて、要介護(要支援)認定者実態調査と高齢者一般調査を行います。要介護(要支援)認定者実態調査は認定者の皆様に既にお願いしていますが、高齢者の一般調査は、次のとおり行いますので調査対象となる方はご協力のほどお願いします。

- ・調査対象者 65歳以上の方(約500名)。但し、要介護(要支援)認定者は除く。
- ・調査方法 民生委員が配布し回収する方法で実施します。
- ・調査期間 平成14年1月から2月中旬
- ・問い合わせ 役場保健福祉課 介護保険係 (TEL 38-3111 内線133又は150)

## 平成14年度 固定資産税 償却資産の申告について

固定資産税は土地・家屋・償却資産から計算されます。今回、この中の1つである「償却資産」の申告についてご案内します。

償却資産とは、会社や農業等の事業に使用されている機械・器具・備品等を指します。毎年1月1日現在で当町においてこのような事業用資産を所有している個人及び法人は地方税法により1月末日までに、資産の名称・取得価格・耐用年数等を申告しなければなりません。

上記に該当する方には、事前に申告のご案内を差し上げておりますが、案内を受けていない方(新しく事業を始めた方等)も申告が義務づけられておりますので、1月31日(木)までに役場税務課に必ず申告をしてください。

※ なお、自動車税、軽自動車税の対象となっている軽四輪自動車・バイク・農耕自動車(コンバイン・トラクター)や、土地・家屋等は償却資産に該当しません。

問い合わせ先 役場税務課 資産税係  
38-3111 内線129・140

## ガス水道課からのお知らせ

### 冬場の水道管の管理について

夜になりますと、気温が零下になり防寒の不完全な水道管は凍ったり破裂したりしますのでご注意ください。

◎特に多いのは次のようなところです。

- ① むき出しになっている水道管
- ② 北側にある水道管
- ③ 風当たりの強いところにある水道管

◎このため、以下のところに注意が必要です。

- ① 長時間の留守をする場合は必ず元栓を止めましょう。
- ② 畑、ハウス、池等日常使わない場所は元栓を止めましょう。
- ③ 毎年凍結する場所は完全に防寒処理をしましょう。
- ④ 雪下ろし、除雪場所等は水道管の立ち上がりや水路に渡っている架管箇所目印や補強をしましょう。
- ⑤ 凍結破裂の被害を少なくするため、止水栓の位置の確認目印をしておきましょう。

### 積雪時の水道料金について

みなさんの家庭の水道料金は毎月定例日にメーター検針を行い、それに基づいて料金を計算しておりますが、積雪により検針ができない場合があります。その場合は前年同月の使用料を基にして認定使用料を定め、雪解け後検針が可能になったときに検針を行い過不足が生じた場合、清算をいたしますのでご協力をお願いします。

問い合わせ先 役場ガス水道課 業務係  
38-3111 内線162

## 介護保険からのお知らせ

平成14年1月から訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額がひとつになりました。

◎これまで、訪問通所サービス(支給限度額は1ヶ月の単位で管理)と短期入所サービス(支給限度額は認定期間の日数で管理)は別々に管理されてきました。

これが、平成14年1月からひとつのサービス区分になり、1ヶ月単位のサービス単位による管理に統一されました。これにより、いずれのサービスもその月の支給限度額で決められたサービス単位数内であれば、自由に組み合わせて利用することができます。(短期入所サービスも日数でなく、他のサービスと同様にサービス単位で計算します。)

※ 短期入所療養介護に特有の緊急時施設療養費および特定診療費については支給限度額の対象外となります。

◎支給限度額がひとつになったことにより、短期入所サービスの利用日数制限がなくなるため利用枠を拡大する措置(次期拡大措置)は廃止されました。



詳しくは、ご自分のケアマネージャーか小須戸町保健福祉課介護保険係  
電話(38)3111 内線133か150までお問い合わせ下さい。

要介護状態区分	1ヶ月の支給限度額	( )は短期入所サービスのみに利用した場合の利用可能日数
要支援	61,500円	(6日)
要介護1	165,800円	(16日)
要介護2	194,800円	(18日)
要介護3	267,500円	(24日)
要介護4	306,000円	(27日)
要介護5	358,300円	(30日)

注) 短期入所サービスは、あくまで家庭で自立した生活を送ることを目的としているため、

- ① 短期入所サービスの連続した利用日数は30日までとなります。
- ② 連続して30日を越えない利用であっても、短期入所サービスの利用日数は、要介護認定期間の有効期間のおおむね半数を超えないことを目安とします。

たとえば、**要介護1**の人が短期入所サービスを利用した場合の利用できる日数は、

これまで6ヶ月で14日



平成14年1月からは、

1ヶ月で最大16日

となりました。